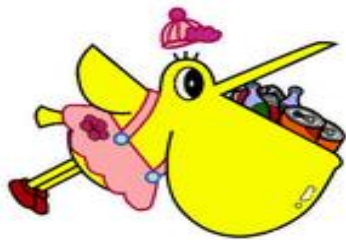


はじめませんか？ 集団資源回収



水戸市ごみ減量
イメージキャラクター
「リサイクリン」



みとちゃん



【集団資源回収とは？】

各地区の町内会、子ども会などの団体が、**自主的に家庭の資源物を回収する活動**です。

※ 店舗やイベント等の事業活動から出る資源物は、集団資源回収の対象品目として取り扱っておりません。

【集団資源回収のメリット】

- ☆ ものを大切にする心が育まれます。
- ☆ 回収量に応じて、報償金が実施団体に支給されます。
- ☆ 家庭から出るごみが減り、処理費用が減ります。
- ☆ 地域のコミュニケーションが深まります。

水戸市生活環境部清掃事務所

回 収 品 目



(1) 雑誌



(2) 新聞紙



(3) ダンボール



(4) 紙パック



(5) 布類

※(1)～(5)は、箱・袋に入れずそれぞれの品目ごとに紐で十字に縛って出してください。



(6) 1.8ℓ瓶
(茶・緑の瓶)



(7) ビール瓶



(8) 空き瓶類
((6), (7)以外の瓶類)



(9) 自転車



(10) 三輪車

※(6)～(8)は、それぞれ品目ごとに配布する専用容器に入れて出してください。

また、フタ・キャップ類ははずし、プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」へ、ワインのコルク栓は「燃えるごみ」へ、金属製のふたは「燃えないごみ」にそれぞれお出してください。



(11) アルミ缶

※アルミ缶はつぶさず、配布するポリ袋(90ℓ)に入れて出してください。



(12) スチール缶
(缶詰、菓子缶等も含む。)

※スチール缶はつぶさず、配布する雑袋に入れて出してください。

※缶詰などのフタははずして「燃えないごみ」にお出してください。



(13) ペットボトル
(キャップ・ラベルをはずし、つぶしてください。はずしたキャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」にお出してください。)



(14) 白色トレイ



(15) プラスチック製容器包装

- (16) 鉄くず
- (17) 銅
- (18) 中 (真鍮)
- (19) ポリケース
- (20) バッテリー

計20品目

※全ての品目を回収する必要はございません。
※上記品目は、そのままお出し頂けます。

※(13)～(15)は、それぞれの品目ごとに、配布するポリ袋(90ℓ)に入れて出してください。

報 償 金

・報償金は、報償金単価(10円)×回収重量(キログラム)で計算し、実施団体あて、4か月ごと(8月、12月及び翌年4月)に団体の銀行口座へ振り込みます。

※自転車、三輪車及びバッテリーについては、**報償金の支給対象外**です。

集団資源回収を はじめるにあたって

1 集団資源回収をはじめるにあたって次のことを決めましょう！

団 体 名

・例：〇〇町リサイクルの会

役割分担

・代表者や分別確認などの当番を決めましょう。

回収場所

・回収作業の都合上、一定の広さが必要となるため、ご希望に添えないこともございます。

※ 回収場所は、団体で選定していただきます。市では場所の選定、維持管理をしませんのでご注意ください。

2 市に団体登録をしましょう！

①申請に必要なもの

- ・上記1の事柄が決定したら、「集団資源回収協力団体設立届出書」に必要事項を記入し、清掃事務所に提出（郵送，メール，FAX可）してください。用紙は清掃事務所（下入野町2130-2 TEL:029-297-5821）にあります。また，市ホームページからダウンロードすることも可能です。

②受付窓口

- ・上記①の届出書は，清掃事務所に郵送，FAX（029-297-5830）又はご持参ください。

3 市と日程などの調整をしましょう！

- ・市の担当者と，回収日，回収場所，貸与する容器などの確認，調整を行います。

4 回収を開始しましょう！

- ・団体の皆さんで協力して，積極的に資源物回収に取り組んでいきましょう。

集団資源回収実施に関するお願い

1

変更届出書の提出について

代表者や報償金振込口座の名義が変更になった場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

2

報償金振込口座について

報償金支払い事務手続きの都合上、報償金の支払月（4月・8月・12月）の15日以降から報償金が支払われるまでの間は、口座名義等の変更を行わないでください。振込エラーとなり、報償金が支給できなくなります。

3

違反シールについて

違反シールが貼られ置いて行かれた資源物を是正した場合は、違反シールに「分別済」などの文言を明記して、次の回収に出し直してください。また、作業員の見間違いなどにより、違反シールが貼られることもございます。あらかじめご承知おきください。

4

集団資源回収場所について

集団資源の回収場所は、土地の所有者等から必ず使用の許可を得てください。相続などにより、所有者が変更になっている場合もございます。お気を付けください。

5

飲食店等の店舗やイベントなどの事業活動から出る資源物について

集団資源において回収対象となるのは、家庭から出る回収品目に該当した資源物のみです。飲食店等の店舗やイベントなどの事業活動から出る資源物については、回収の対象にはなりません。

問い合わせ先：水戸市生活環境部清掃事務所
住所：水戸市下入野町2130-2
電話：029-297-5821 F A X：029-297-5830